

市政記者各位

デジタル改善目安箱 を開設します！

福岡市では、現在、行政手続きのデジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組んでおり、デジタル化・オンライン化を阻む条例や規則などのルールの見直しも積極的に進めています。

今回、さらに、条例等には明文化されていない運用等も含めて、市民目線での見直しを進めるため、「デジタル改善目安箱」を開設し、市民・事業者の皆様が不便に感じている「福岡市のアナログ的な手続き・慣行等」について、情報を受け付けます。

1 受付対象

窓口への訪問や紙での提出が求められたなど、アナログ的な手法や古い慣行により、不便に感じた福岡市の手続き・慣行等の体験

2 受付方法

オンライン受付



←デジタル改善目安箱
入力画面はこちら

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/surveys-alias/digitalkaizen-meyasubako>

フォームに従って
簡単に入力できます

3 受付期間

令和5年1月17日（火）から開始

※寄せられた情報については、後日とりまとめて対応方針とともに公表（個人情報等を除く）します。

【問い合わせ先】

総務企画局DX戦略部サービスデザイン担当 河津

電話：092-707-3641（内線）2190

<参考：福岡市におけるルール見直しについて>

オンライン化率 **86.2%**
(令和4年3月末時点)

- 令和3年6月に、個別の条例を改正することなく手続きのオンライン化を可能とする「福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」（オンライン化条例）を制定
- 国において令和3年12月にデジタル原則が策定され、アナログ規制の点検が開始されたこと等を踏まえ、令和4年2月から、国の点検項目であるアナログ的な手法（対面の手続きや現地での目視確認など）を定めた規制や、市民生活に密接に関連する「引越し」の手続きに着目して点検を実施
- 点検の結果、令和4年6月、**住所変更の届出等を不要とする条例など10本の条例を改正**規則・要綱・要領・通知等についても可能なものから見直しを実施

福岡市だけでは見直しができなかったものは、**国（デジタル臨時行政調査会）に提言**
→国の「**デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン**」（R4.6策定）に掲載



さらに、条例等には明文化されていない運用等も含めて、市民目線での見直しを進めるため、今回、市民・事業者の皆様が不便に感じているアナログ的な手続き・慣行等の体験についての情報を受け付けます。

【これまでの条例等の見直し事例】

年間 **25,000 件以上**の
住所変更届を省略

- ・ 市内での引越しに伴う住所変更手続き
市民課への転入・転居の届出の他に、制度ごと（子ども医療費助成など）に住所変更の届出等が必要で、何種類もの届出等をそれぞれ別の窓口で提出しなければならなかった。

見直し後 データの連携により、制度ごとの住所変更の届出等を不要に！
(国の法令等に基づく手続きについては、同様の趣旨での見直しを国へ依頼)

- ・ 屋外広告物への証票の貼付け
許可を受けた屋外広告物に証票シールを貼り付けなければならない規制があった。

年間 **6,000 枚以上**の
証票を廃止

見直し後 証票の貼り付けを不要に！

- ・ 原付バイク等の新規登録手続き・廃車申告手続き
申告に際しては、ナンバープレートの交付・返納等のために、窓口を訪問する必要があった。

見直し後 オンラインでも手続き可能に！